

## 白子町創業支援補助金交付要綱

### (趣旨)

**第1条** この要綱は、本町の産業の振興及び活性化を図ることを目的として、町内で創業する者に対し、予算の範囲内において白子町創業支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、白子町補助金等交付規則（昭和47年白子町規則第1号。以下「規則」という。）に定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 創業 次のいずれかに該当する場合をいう。
  - ア 事業を営んでいない個人が、所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する開業等の届出により、新たに事業を開始する場合
  - イ 事業を営んでいない個人が新たに法人を設立し、事業を開始する場合
  - ウ 既に事業を営んでいる町外の法人又は個人が白子町内で事業を開始する場合
- (2) 創業の日 次のいずれかに該当する場合をいう。
  - ア 個人事業者にあっては開業の日、法人にあっては法人設立の日をいう日
  - イ 既に事業を営んでいる町外の法人又は個人が白子町内で事業を開始する日
- (3) 事業所等 事業の用に供する事務所、店舗、工場等のことをいう。

### (補助対象者)

**第3条** 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 町内において補助金の申請年度内に創業を行う者又は申請時に創業の日から1年を経過しない者
- (2) 創業の日に町内に居住し、本町の住民基本台帳に記録されている個人事業者、又は町内に事業所等を有する法人
- (3) 町内に事業所等を設置し、又は設置しようとしている者（仮設又は臨時の店舗等その設置が恒常的でないものを除く。）
- (4) 創業した後において、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号、第2号若しくは第5号又は第3項第1号、第2号若しくは第6号に規定する業種を営んでいる者
- (5) 創業した後において、最低5年以上町内で事業を継続する者
- (6) 白子町商工会が実施する創業相談を受け、事業支援が必要として当該商工会が認めた者
- (7) 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第127条第1項の認定を受けた創業支援等事業計画に基づく、特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書（有効期限内に限る。）を交付された者
- (8) この要綱に基づく補助金の交付を受けていない法人（代表者）又は個人事業者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助の対象としない。

- (1) 住所（所在）地の市町村税を滞納している者
  - (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく許可又は届出を要する営業を営む者
  - (3) 他の者が行っていた事業を継承して事業を営む者
  - (4) フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業を営む者
  - (5) その他町長が適当でないと認める者
- （補助対象経費及び補助金の額）

**第4条** 補助金の交付の対象となる経費は、補助金の交付決定年度内の創業に係る経費であって、交付決定日から創業後1年を経過しない日までに要した創業に係る経費のうち次に掲げるものとする。

- (1) 創業に必要な官公庁への申請書類作成等に係る経費
- (2) 店舗等借入費
- (3) 設備費（ただし、一般車両は対象外とする。）
- (4) マーケティング調査費
- (5) 広報費

2 補助金の額は、補助金の交付の対象となる経費に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、100万円を限度とする。

（交付の申請）

**第5条** 補助金の交付を受けようとする者は、白子町創業支援補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記様式第2号）
  - (2) 白子町創業支援補助金に係る事業支援計画書（別記様式第3号）
  - (3) 収支予算書（別記様式第4号）
  - (4) 誓約書（別記様式第4号の2）
  - (5) 個人事業者（法人にあっては代表者）の住民票の写し
  - (6) 登記事項証明書の写し（法人で既に登記を済ませている場合に限る。）
  - (7) 個人事業の開廃業等届出書の写し（個人事業者で既に開業している場合に限る。）
  - (8) 営業許可証の写し（許認可を必要とする業種で、既に許認可を取得している場合に限る。）
  - (9) 補助対象経費の内訳を説明する書類（見積書の写し及び設備関係書類等）
  - (10) その他町長が必要と認める書類
- （交付の決定）

**第6条** 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、白子町創業支援補助金交付決定通知書（別記様式第5号）により、

申請者に通知するものとする。

- 2 町長は、交付決定にあたり別に定める白子町創業支援審査会（以下「審査会」という。）から意見を聞くものとする。

（交付の条件）

**第6条の2** 町長は、前条第1項の規定による交付の決定をする場合において、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

（1）補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、町長の承認を受けること。ただし、補助対象経費の20パーセント以内の軽微な変更で、補助金額に変更が生じない場合は、この限りでない。

（2）補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、町長の承認を受けること。

（3）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに町長に報告しその指示を受けること。

（4）その他町長が必要と認める条件

（変更の承認申請）

**第6条の3** 申請者は、第6条第1項の規定による交付決定通知を受けた場合において、前条第1号又は第2号の規定により町長の承認を受けようとするときは、白子町創業支援補助金変更（中止・廃止）承認申請書（別記様式第6号）を町長に提出しなければならない。

（変更の交付決定）

**第6条の4** 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、変更等の承認を決定したときは、白子町創業支援補助金変更（中止・廃止）承認決定通知書（別記様式第7号）により、申請者に通知するものとする。

（実績報告）

**第7条** 補助事業が完了した者は、その完了した日から起算して20日以内に白子町創業支援補助金実績報告書（別記様式第8号）に次に掲げる書類等を添えて、町長に報告しなければならない。

（1）収支決算書

（2）補助事業に係る経費の支払を証明する書類（領収書の写し）

（3）事業所等の賃貸借契約書の写し（補助対象経費に賃料等を含む場合に限る。）

（4）住民票の写し（個人事業者で、交付申請時に町内に居住していない場合に限る。）

（5）登記事項証明書の写し（法人で交付申請時に提出していない場合に限る。）

（6）個人事業の開廃業等届出書の写し（個人事業者で交付申請時に提出していない場合に限る。）

（7）営業許可証の写し（許認可を必要とする業種で、交付申請時に許認可を取得していない場合に限る。）

(8) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

**第8条** 町長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容を審査して、適正であると認めたときは、交付すべき額を確定し、その旨を白子町創業支援補助金確定通知書（別記様式第9号）により対象者に通知するものとする。

(交付の請求)

**第9条** 前条の規定による補助金の交付決定の通知を受けた者が補助金の交付を受けようとするときは、白子町創業支援補助金交付請求書（別記様式第10号）を町長に提出しなければならない。

(財産の管理)

**第10条** 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付を受けて取得し、又は効用を増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、その台帳を設け、その保管状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助金の交付を受けた者は、補助事業が完了した後も取得財産等を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその効果的な運用を図らなければならない。

(実施状況等の報告)

**第11条** 町長は、必要と認めるときは、次の事項について報告を求め、又は調査することができる。

(1) 補助事業の成果

(2) 事業内容、収支、決算等

(3) その他町長が必要と認める書類

(関係帳簿等の調査)

**第12条** 町長が必要があると認めた場合は、補助金の交付を受けた者に対し報告を求め、又は関係帳簿、書類等を調査することができる。

2 前項の規定は、補助事業が完了した後においても、適用があるものとする。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

**第13条** 町長は、補助金の交付を受けた者が、第3条第1項第5号で定める年数以内に補助金の交付決定の内容に違反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消し、又は補助金を返還させる場合はその旨を白子町創業支援補助金取消等通知書（別記様式第11号）により対象者に通知しなければならない。

2 町長は、前項の規定により補助金を返還させるとときは、次の各号に定めるところにより補助金を返還させることができる。

(1) 交付決定の内容に違反したとき 補助額の全額

(2) 交付決定の内容に一部違反したとき 補助額の半額

(3) 転業又は廃業したとき 補助額に5分の1を乗じた額（1,000円未満に端数が生

じたときは、これを切り捨てた額) に未経過の年数 (1年未満は1年とする。) を乗じた額

3 町長は、前2項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の全部又は一部の返還を免除することができる。

(1) 災害、疾病など、やむを得ない事由があるとき。

(2) その他町長が適当と認めたとき。

(委任)

**第14条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。